

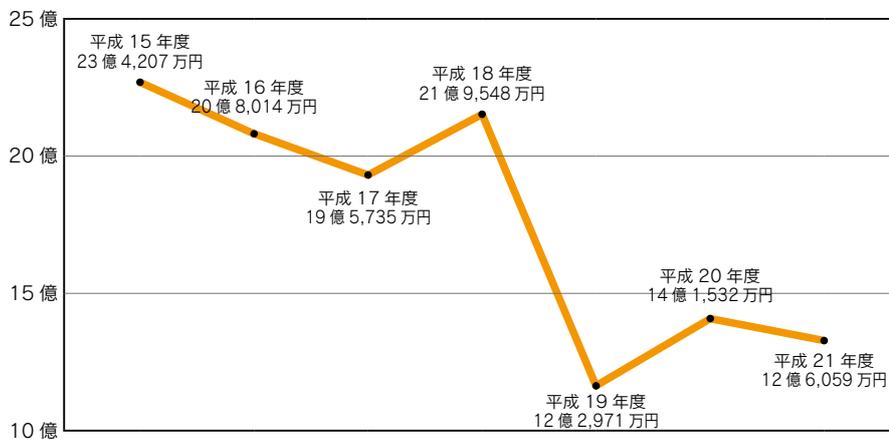
## 05 特別会計②(水道事業会計決算) 安全で安心して飲める水道水の提供のために！

会計名	歳入	歳出	歳入歳出差引額
収益的収支	2億2,759万円	1億8,412万円	4,347万円
資本的収支	3,375万円	1億1,883万円	△8,508万円

※資本的収支不足額8,508万円は、過年度及び現年度分損益勘定保留資金5,137万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額371万円、建設改良積立金3,000万円で補てん。

収益的収支とは、水を作るために必要な予算及びその販売(水道料金)を表しています。また、資本的収支とは、漏水など急な水道管工事などに利用される予算で、赤字分については、収益的収支予算などから補てんされ運用することで、いつでも安全で安心して飲める水道水の提供に努めています。

## 06 積立金(貯金) “7年間の推移”

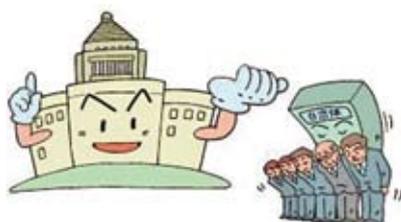


法律や条例に基づいて設置される積立金は、特定の目的のために活用できる町の貯金です。21年度末現在の積立金残高は、12億6,059万円です。平成19年度、21年度の積立金の減少は主に繰上償還に充てるために取り崩したものによるものです。

※繰上償還…過去に借り入れた公債費(借金)を予定の償還期日より早く返済することによって、将来の公債費負担(利子)が軽減されます。

**従** 来からの、例えば経常収支比率のような指標は、住民サービスの中心となる一般会計等が対象となります。これに対し、「健全化判断比率」は、一般会計等はもとより、国民健康保険や上水道のような公営事業、消防組合や衛生施設組合のような一部事務組合、土地開発公社等のような第三セクターなど、町のお金が関わっている全ての会計が対象となるところが大きく異なる点です。

この比率が一定以上悪くなると、国の強い監督下におかれ、地域のことを住民自らが決定することが大きく制限されます。



**本** 町の平成21年度の各指標は、いずれも健全化基準を超えていません。これまでの人件費や公債費削減等の行財政改革の効果により、2年連続で改善しており、今のところ財政再生団体(赤字再建団体)に陥る心配はないものと考えます。しかし、規準を下回っていることと財政が豊かであることは同じ意味ではありません。

また、経常収支比率も、2年連続改善しましたが、依然として県内市町村平均(92.2%)を上回っており、弾力性に乏しい財政運営を強いられる状況にあります。また、景気の先行きに楽観はできないため、税収の伸びは期待できません。現下の厳しい地域経済の状況や、市町村財政を取り巻く状況を的確に捉えつつ、事務事業の見直しや組織の簡素化等、今後も行財政改革を一層推進し、節度ある財政運営に努めてまいります。